

平成 1 4 年 1 2 月 1 6 日

石川県警察本部長

渡辺 巧 殿

石川県安全・安心まちづくり懇話会

会長 多田 治夫

「安全で安心なまちづくりのために防犯ビデオカメラを設置
することについて」(答申)

平成 1 4 年 1 1 月 1 日、貴職より諮問のあったことについて、別紙のとおり答
申します。

答 申

1 懇話会の結論

県民は、犯罪の脅威にさらされることなく平穩に暮らせる社会が実現されることを強く願っている。

そのため、犯罪が多発し、一方で検挙率が低下し続けている県内の公共空間においては、「安全・安心まちづくり」の一環としての防犯ビデオカメラが効果的に設置・運用されて、犯罪被害の未然防止と犯罪の予防、検挙率の向上に寄与することを大いに期待する。

しかし、他面で、この施策が、事業主の営業の自由や県民の権利・自由に関わるものであるので、これらのプライバシー保護が十分講じられる運用システムとすることを前提に、その設置は妥当であると認める。

設置後のシステム運用状況・運用効果について、適時適切な方法で情報を公開し、県民の理解と信頼を醸成し続ける必要がある。

なお、民間事業所等が管理するいわゆる私的空間においても、防犯ビデオカメラの防犯上の貢献度と必要性は高いと認められる。

2 公共空間に防犯ビデオカメラを設置することの必要性

平成13年中の県内の刑法犯認知総件数は16,805件と、戦後最高(10年前と比較して51.5%増加)となり、とりわけ県民の日常生活上に不安と脅威を与える、ひったくり、強制わいせつ、乗り物盗等の、公共空間等における「身近な犯罪」が急増し、全体の6割を占めている。

他方、検挙率は反比例的に減少し続け、平成13年の刑法犯検挙率は23.4%、「身近な犯罪」でみると8.5%と更に低調であり、県内の治安情勢は相当深刻となっている。

このような犯罪の多発傾向の背景には、外国人犯罪の増加、車社会の進展及び地域の連帯感の希薄化による犯罪抑止力の低下等の問題が指摘されているところである。

社会経済の変化の中で、犯罪の多発と低下の一途をたどる検挙率に鑑みれば、警察を中心とした人的活動力のみでは、もはや犯罪の発生に検挙が追いつけないという限界に達していることから、道路、公園、共同住宅等の環境設計による犯罪の抑止施策に取り組むことが喫緊の課題と考える。

そのための施策の一つとして、市街地・道路等の公共空間の犯罪多発地域に、警察又は市町村自治体が防犯ビデオカメラを設置し、これを活用することによって、犯罪の予防を図るとともに、警察による捜査を支援することが必要と認められる。

しかしながら、このようなシステムを導入する場合、その設置、運用いかんによっては、県民のプライバシー等の観点で問題となり得るので、その設置、画像の送信・録画・保存及び正当な目的で使用することにあたっては、一定の運用上の条件を付すことが不可欠と考える。

3 防犯ビデオカメラの設置・運用について検討

(1) 設置の目的、場所等

ア 公共空間における設置の目的は、犯罪の予防、犯罪探知・捜査、犯人の逮捕・訴追、風俗環境浄化及び少年非行防止にのみ資するものとする必要がある。

イ 設置場所は、ア及び費用対効果の観点から、歓楽街や繁華街など不特定多数の公衆が集まりやすく、各種犯罪の発生率が高い地域とすべきである。設置範囲、設置台数については、地域の実情と犯罪情勢に応じて、死角が無いよう必要かつ妥当な範囲・台数を算出すべきである。

ウ 設置にあたっては、いわゆる「プライバシーの権利(その承諾なくしてみだりにその容貌等を撮影されない自由)」との関係で、いわゆる肖像権及び個人情報の保護の人権に十分配慮し、特定少人数のみが利用する施設の出入りのみをモニターするような形ではなく、あくまでも公共空間をモニターする場所に設置する必要がある。

エ 設置上の留意点として、プライバシーの侵害を懸念する人の回避行動を可能とするよう、カメラの設置地域については、その旨を標識等で明示すべきである。

オ 設置にあたっては、地元の要望・意見を十分尊重する必要がある。

(2) モニター運用上の留意事項

モニター運用にあたっては、モニター画像は公共空間に係るものであるが、いわゆる「プライバシーの権利」と犯罪の予防という公益上の必要性との均衡を判断して行うべきである。

したがって、

モニター監視は設置目的に照らし、必要と判断される時間帯のみとする。

モニター監視にあたっては、その運用責任者を明らかにするとともに、モニターする必要がある場合に同責任者の管理下に行わせることが必要である。

(3) データの保存・活用

ア 設置目的を達成するためには、画像の保存が不可欠であると認められる。

イ しかしながら、プライバシー保護の観点から、画像は必要な期間を超えて保存しない。保存期間の終了後は確実に消去する。

データの活用にあたっては、その管理責任者を明らかにするとともに、データを活用する必要がある場合に、同責任者の管理下に行わせる。

犯罪の証拠となるデータについては、刑事訴訟法による押収手続きを履践する。

活用後の複写データの散逸、不正利用防止に万全を期す。
ことが必要である。

(4) モニター及びデータの管理

(2) 及び(3)の場合、いわゆる「プライバシーの権利の保護」との関係で、重要なことは録画したデータの保護であり、その観点からは、

ア システムネットワークは、機密性を確保したものとする。

イ データは、管理責任者が指定した防護された場所に保管する。

ウ システムへのアクセスには、IDカード・パスワードが必要なセキュリティ対策を講ずる。

エ システムへのアクセスが出来る担当者を限定・明確化する。

オ 記録されたデータへのアクセスは、運用責任者が指定した場所で行う。
許可を受けていない者は、その間、その場所に立ち入ることはできないこととする。

カ モニター及びデータを利活用する時は、利用の日時、目的、利用者、利用する画像の範囲等を記録する。

キ システムへのアクセスログ(監視・録画再生履歴記録)保存による監視措置を講ずる。

ク モニター及びデータ活用を行う担当者が知り得た情報は、職務上知り得た秘密として取り扱う。

ケ 以上の管理要領等について、厳格な管理マニュアルを策定し、データ保護に万全を期す。

コ 公正なデータ活用を担保するため、活用状況を公安委員会等に報告する他、活用結果をホームページ・広報紙等により公開する。

ことが必要である。

(5) 他の捜査機関等へのデータ提供

防犯ビデオカメラ設置の目的は、一次的には犯罪予防にある。

一方、現行犯的に検挙する場合の補強証拠や令状請求、公判等、公益上、データを利用することが必要な場合が考えられるが、その提供については、以下の基準によるべきである。

データは、設置の目的に照らし、他の捜査機関の捜査や検察庁の

訴追上の必要性から提供する場合等犯罪の証拠となる画像に限り、必要な画像を提供することを原則とすべきである。その提供にあたっては、刑事訴訟法に基づく押収手続きを履践する必要がある。

データを個人又はメディアに提供することについては、石川県情報公開条例上「特定個人が識別される個人情報」にあたり、その保護のため禁止すべきと考える。

4 当面する具体的設置地域の検討

(1) 片町地区について

ア 犯罪等情勢

平成13年中、県内の刑法犯総認知件数16,805件の約48%(8,027件)が金沢市で占められている。その金沢市内の特に片町地区で、暴行・傷害の粗暴犯罪を中心に刑法犯罪の発生が集中している。これを犯罪発生率で見ると、面積(平方キロメートル)当たりでは、片町地区は金沢市平均の約4.2倍、新宿歌舞伎町の3.2%(歌舞伎町5,388件/km²・片町1,739件/km²)、居住人口(千人)当たりでは、石川県14.2件/千人、金沢市17.6件/千人に対し、片町地区は357.1件/千人であり、これは歌舞伎町1069.2件/千人の約33%に相当するなど、治安状態は相当深刻であると認められる。

また、110番急訴が、平成13年中1,003件と片町地区に一極集中しており、その内容的にはケンカ・口論が多く、酔いが加わって凶悪事件に変貌する可能性も含んでいる。更に、北陸最大の歓楽街が形成されているため、悪質な客引き、ピンクチラシ貼付、性的マッサージを売り物とするアジアン・エステの出現による風俗犯罪行為が日常的に敢行され、住民の迷惑・不快感は著しいものとなっている。

イ 防犯ビデオカメラ設置の必要性

(ア) アの治安情勢に対し、警察の取締り並びに金沢市、片町地区住民及び警察と連携した、「片町地区環境等浄化作戦」が展開されているが、犯罪の多発傾向及び風俗環境の悪化に歯止めがかからない状況下であり、これ以上悪化(例えば少女売春や薬物スポットとなるなど)する前に、防犯ビデオカメラの設置を含めた対策を講ずるべき段階にあると認められる。

(イ) 地元の片町商店街振興組合など5団体から、本年7月から8月にかけて、金沢市長と金沢中警察署長宛に「各種犯罪の多発やピンクチラシ、風俗店の客引き等の迷惑行為が目には余る。観光金沢の中心である片町のイメージダウンを避けたい。」との強い意向の下、住民や通行人のアンケート調査をも踏まえて、これらの行為の防止と取締りを強化するための防犯ビデオカメラ設置要望書が提出されている。

(ウ) 以上の状況に鑑みた場合、片町地区に多発している刑法犯罪及び日常的に敢行される風俗犯罪を検挙し、犯罪等の多発に歯止めをかけ、かつ、風俗環境を浄化するためには、犯罪検挙・抑止に最も効果的とされる防犯ビデオカメラを片町地区に設置することが必要な状態にあるものと認められる。

(2) 野々市町高橋町・扇が丘地区について

ア 犯罪情勢

野々市町における、平成13年度中の居住人口当たりの「身近な犯罪」の発生は、県下41自治体中ワーストワンの状況にある。

同町高橋町・扇が丘地区は、約八千名の学生を擁する金沢工業大学が所在し、かつ、都市計画法で住居専用地域の指定がなされ、文教、住宅地区として治安上最も平穏であるべきところ、同大学周辺では、車上ねらいや乗り物盗の多発に加えて、学生が被害者となった路上における強盗・恐喝等事件が過去3年間で21件と多発しており、この21件を犯罪発生率で見ると、面積(平方キロメートル)当たりでは、同地区は野々市町平均の約9.5倍、居住人口(千人)当たりでは、石川県0.2件/千人に対し、野々市町1.0件/千人、同地区は6.0件/千人となるなど、治安は相当悪い状態にあると認められ、学生や地域住民などが安心して歩ける安全な街を形成することが喫緊の課題となっている。

イ 防犯ビデオカメラ設置の必要性

(ア) 多発する恐喝事件等の犯罪に対処するため、野々市町長、松任警察署長共同で同地区を「地域安全モデル地区」に指定し、「ののいちまち地域安全センター」を設置するなど、自治体、住民、警察を挙げての犯罪防止対策を講じているが、依然として歯止めがかからない状況下にある。

(イ) 平成14年9月24日、地元の高橋町・扇が丘町会から、松任警察署長宛に「大学生対象の連続恐喝事件、変質者事件が、度重なる検挙にもかかわらず断続的に発生している現状に対処するためには、防犯ビデオカメラの設置が必要である。」とした要望書が提出されている。

(ウ) 治安環境悪化を危惧した野々市町では、高橋町・扇が丘地区を含む町全体における安全環境整備のため「防犯カメラネットワーク整備事業基本計画」を策定し、同計画は11月26日、同町生活安全条例に基づく「生活安全審議会」において施策の実施が了承されている。

(エ) 以上の状況に鑑みた場合、高橋町・扇が丘地区に多発している恐喝等事件を検挙し、その多発に歯止めをかけ、犯罪抑止効果からくる地域住民・学生への安心を確保するために、同地域に防犯ビデオカメラを設置することが必要な状態にあるものと認められる。

(3) その他地区

防犯ビデオカメラ施策を推進するにあたっては、県民の理解と協力を得ることが不可欠であり、このため、犯罪が発生する蓋然性が高い地区（例えば片町、野々市町高橋町・扇が丘等）においてパイロット的施策に着手し、システム導入による犯罪発生数や検挙数の増減、事件の解決に結びついた事例の有無、システム運用上の問題点等について定期的に検証し、県民への情報公開により理解と協力を得ながら、より効果的なシステムとするための改良を加えた上で、必要に応じて他地区にも拡大していくことが望ましい。

5 私的空間に防犯ビデオカメラを設置することの必要性及び同システム管理のあり方

(1) 必要性

私的空間（事業所等の屋外駐車場等の準公共的空間も含む。）においては、従来より、銀行、デパート、コンビニ、駅、レジャーランド、大規模小売店等において、防犯・防災の目的でテレビカメラが設置、使用されているところである。

その効果は高く、犯罪抑止や犯人検挙にも大きく貢献している。これらは、施設管理者等が自己防衛的に設置しているものであるが、乗り物盗や車上ねらい等の身近な犯罪の多くがこれら空間で発生していることに鑑みると、利用者の安全管理面からも、それぞれの管理主体の責任において、その設置の有用性を検討してよいように思われる。

(2) システム管理のあり方

施設管理者等が私的空間に設置している防犯カメラは、社会的にもその必要性が認められており、当該施設利用者も撮影されていることを暗黙のうちにこれを了解していると解されているところである。

すなわち、利用者にとっては、いわゆる「肖像権」を放棄している状態とも言えるが、管理運用の仕方によっては、プライバシー侵害が派生することもあり得るので、データ管理には慎重を期すことが望ましい。

したがって、警察及び市町村自治体の行政機関においては、今後、安全・安心まちづくりの観点から私的空間を含む広い分野での設置を推奨していくものと思われるが、準公共的空間に設置するものについては、公共空間設置カメラに準じたデータの自主管理規定を設けるよう関与していくことが望ましい。

【参 考】

諮 問
<p style="text-align: right;">平成 1 4 年 1 1 月 1 日</p> <p>石川県安全・安心まちづくり懇話会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">石 川 県 警 察 本 部 長 渡 辺 巧</p> <p style="text-align: center;">「安全で安心なまちづくりのために防犯ビデオカメラ を設置することについて」(諮問)</p> <p>安全・安心まちづくりの推進にあたっては、身近な犯罪が多発する現状に鑑み、従来型の広報啓発活動中心のいわゆるソフト面における防犯対策に加えて、犯罪が発生しにくい居住環境を作るための、ハード面に対する防犯対策についても並行して取り組むことが必要となってきました。</p> <p>犯罪が多発する公共空間及び私的空間における防犯対策としては、防犯ビデオカメラの設置が不可欠となってきたと考えられるところ、その推進のあり方について意見を聴きます。</p>

審議経過
(1) 準備会 平成 1 4 年 1 0 月 1 6 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 諮問内容説明・豎町商店街カメラシステム視察
(2) 第一回 平成 1 4 年 1 1 月 1 日 (金) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 審議
(3) 第二回 平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日 (月) 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 審議
(4) 第三回 平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日 (水) 1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 答申案の審議